

実業学校における収支構造の分析

烏田直哉

はじめに

本稿の目的は、1920～1940年を対象として、甲種実業学校における収支にみられる特質を、学校種別に明らかにすることである。学校種による教育内容の違いにともない、収支構造に差異が生じるものと考えられる。

中等学校の設置状況(普通教育を重視するか、実業教育を重視するか)、あるいは実業学校だけをみても、学校種のバランスには、各府県によりばらつきが生じていた。その差異は何によって説明されるのか、これまでも様々な視点から研究が蓄積されてきた。その差異と関連性を持つ一つとして、学校の収支構造が考えられよう。例えば、財源を授業料に求めるのか、あるいは設置者の負担に求めるのか。また支出をみた場合、人件費に多くを要するのかそれとも設備費に要するのか等である。これら、収支構造の違いが財政負担に影響を与え、さらには学校設置のあり方を決める説明要因となる可能性もあろう。本稿の分析により、拡大要因の一端を説明できるものとする。

多くの先行研究において、産業構造や地域産業の実態と、実業学校の設置との関連性を指摘している。産業教育に関する体系的な研究として『日本近代教育百年史』がある。同書は中等実業学校のみでなく、産業教育全体を捉え、かつ詳細に制度の変遷を明らかにしている¹⁾。同書では、実業学校の整備と生徒数の増大を、第一次世界大戦後の産業構造の変化に照応するものだと指摘している。例えば、工業学校の学科の変化を示して、軽工業中心から重化学工業へシフトしていったことの反映であるとしている。また、夜間実業学校の多くが商業学校であり、そのほとんどが東京、大阪等の大都市に成立し、これらの多くが私立学校であった点に注目している²⁾。また米田俊彦は、私立実業学校の普及を『文部省年報』所収の「公立私立実業学校別一覧」から詳細に分析しており、実業学校の設置バランスについて言及している³⁾。さらに三好信浩は、産業教育成立史研究三部作などにみられるように、産業教育の構造を独自の視座から明らかにしている。これらの研究を通して、日本の近代化を進めた実業学校の役割が明らかになった⁴⁾。産業構造の変化と実業学校の拡大について、木村元らは『文部省年報』の統計データを基に詳細な分析を行った⁵⁾。この中で、富澤は工業化・都市化による地域の類型化を行い、府県レベルでの中等学校進学要因を検討した⁶⁾。分析の結果、重化学工業化・都市化、第三次産業化、地域差を大きな要因としている。ただし、富澤は、中学校、高等女学校、実業学校という括りで分析しており、実業学校の学校種や学科にまでふみこんだ検討ではない。

このように、社会構造と実業学校との関連、あるいは実業学校が果たした社会的役割については豊富な蓄積がある。しかし、実業学校の財源や使途のあり方については十分な研究が行われていない。本稿での分析を通して、実業学校設置の様相、あるいは実業教育費の府県財政への負担について示唆を得られるものとする。生徒一人あたりの年間経常費が学校種でどの程度異なったのか、また、収支構造にはどのような違いがみられたのかを分析する。

主として文部省実業学務局編『公立私立実業学校経費ニ関スル諸調査』(以下、『諸調査』と略記する)のデータを利用する⁷⁾。分析対象年代は1922(大正11)年、1924(大正13)年、1927(昭和2)年～1940(昭和15)年、甲種のみ限定する。なお、職業学校については、「家政女学校」と称するものが多く、また、学科をみると裁縫あるいは農学科、商業科、簿記、理髪部など多岐にわたっていた。日本近代の職業教育、あるいは職業訓練と産業との関係については考察すべき重要な課題ではあるが⁸⁾、他の実業学校と性質を異にするものと考え、本稿では分析対象としない。

1. 分析データについて

『文部省年報』中の「公学費」は、師範学校、中学校、高等女学校、実業学校などの支出を府県別・郡市町村別に示したデータである。学校長俸給、教諭助教諭俸給、舎監俸給、旅費、器具費等、項目別に支出額が示されている。実業学校については、甲乙種別に記載されているが、学校種ごとに把握できるものではない。また、府県・郡市町村単位であり学校別の支出についても把握できない。同書中の「公学ニ属

実業学校における収支構造の分析
鳥田直哉

スル収入」は、同様に授業料や寄附金、基本財産収入の額が示されているが、把握できるレベルは「公学費」と同様である。また、「公学費」「公学ニ属スル収入」は当然、私立実業学校についての記載がない。

『文部省年報』巻末の「公私立実業学校別一覧」は、学校ごとの位置、学科・修業年限、生徒数等とともに授業料、経常費・臨時費を把握できる。経費については合計額のみである。先行研究でも指摘されている通り、複数学科の併置、あるいは甲乙種が併置されている場合がある。「学校別一覧」では学校種や甲乙の別が判然としない。

『諸調査』においては、『文部省年報』からは得られない、学校種別、甲乙種別、公私立別のデータが得られる。学級数、生徒数、教員数、経常歳出予算、設立者負担額等を把握できる。また、1936年度以降は、授業料収入額についても記載されている。同書には、複数の学科を併置している学校を、別の学校種として重複して記載されている。重複記載のある学校は除外するべきであるが、本稿では、すべて記載通りにデータ処理する。【表1】【表2】は、分析対象とする学校数・生徒数である⁹⁾。

【表1】分析対象学校数(甲種)

年代	公立					私立				合計
	工業	農業	商業	水産	計	工業	農業	商業	計	
1922	60	126	101	7	294	4	6	31	41	335
1924	73	154	121	8	356	3	7	52	62	418
1927	80	189	136	10	415	5	6	75	86	501
1928	81	200	146	10	437	5	7	81	93	530
1929	81	207	156	12	456	6	7	91	104	560
1930	81	213	160	12	466	7	6	107	120	586
1931	81	212	159	11	463	7	6	111	124	587
1932	83	212	160	11	466	7	6	115	128	594
1933	83	214	164	12	473	9	7	117	133	606
1934	86	218	167	12	483	9	7	119	135	618
1935	91	220	171	13	495	8	6	123	137	632
1936	97	227	186	13	523	8	7	125	140	663
1937	108	232	197	13	550	8	7	128	143	693
1938	116	240	202	13	571	10	7	130	147	718
1939	135	243	211	14	603	13	5	134	152	755
1940	154	267	241	14	676	18	5	143	166	842

(各年度の『諸調査』を基に作成。以下、【表2】、【表6】～【表12】についても同じ。)

【表2】分析対象生徒数(甲種)

年代	公立					私立				合計
	工業	農業	商業	水産	計	工業	農業	商業	計	
1922	18,327	27,033	46,793	928	93,081	862	1,225	18,786	20,873	113,954
1924	22,604	33,050	59,804	1,066	116,524	502	1,450	27,359	29,311	145,835
1927	26,895	42,282	74,811	1,445	145,433	2,256	1,558	41,068	44,882	190,315
1928	27,905	45,565	79,989	1,555	155,014	2,255	1,617	42,823	46,695	201,709
1929	28,951	47,738	84,253	2,001	162,943	3,111	1,734	47,108	51,953	214,896
1930	30,411	49,763	87,769	2,090	170,033	3,925	1,715	51,634	57,274	227,307
1931	30,989	48,863	88,475	1,944	170,271	3,971	1,579	53,161	58,711	228,982
1932	32,357	49,588	89,604	1,958	173,507	4,411	1,449	55,343	61,203	234,710
1933	33,832	49,815	94,025	2,129	179,801	4,840	1,414	60,804	67,058	246,859
1934	36,114	52,735	97,346	2,235	188,430	5,246	1,681	68,313	75,240	263,670
1935	38,211	55,467	101,955	2,418	198,051	5,503	1,721	77,390	84,614	282,665
1936	41,463	59,788	110,411	2,599	214,261	6,041	1,973	82,412	90,426	304,687
1937	45,406	62,215	117,731	2,696	228,048	6,393	2,071	92,025	100,489	328,537
1938	53,304	65,777	122,979	2,675	244,735	7,175	1,623	99,570	108,368	353,103
1939	62,729	70,080	129,780	2,993	265,582	8,523	1,722	110,873	121,118	386,700
1940	82,597	81,159	145,636	3,141	312,533	12,252	1,866	123,995	138,113	450,646

2. 実業学校に関する財政制度

(1) 実業教育費国庫補助法

実業学校は、個々の学校の設置が先行し、法整備が遅れたと言われる¹⁰⁾。しかし、他の中等学校とは異なり、富国強兵を担う人材の育成という使命のもと、国庫をもって補助するという方策がとられた。1894年6月22日、「実業教育費国庫補助法」(法律第21号)が公布され、第1条に「実業教育ヲ奨励スル為ニ国庫ハ毎年金十五万円ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助スヘシ」と定められた。また、補助の対象は公立の工業、農業、商業、徒弟、実業補習学校とされていた。農工商組合立の学校は「文部大臣ノ特別ノ認定ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得」とされた(第2条)。さらに、補助金額は、設立者の負担額と同額以内に限定と定められた(第3条)¹¹⁾。

1894年5月17日、井上毅は第六帝国議会において実業教育費国庫補助法案を提出した¹²⁾。同法案特別委員会審査の経過において、国庫より毎年度15万円を支出すること、各学校に交付する補助金は設立者の負担額と同額以内に限定すること、当分の間は工業教育に重点を置くことが認められた¹³⁾。

しかし、この国庫補助は、第1条にもあるように年に15万円であり、全国に設置された実業学校の経営に資するにじゅうぶんな額ではないという議論もあった。同年5月28日の貴族院において、15万円の補助で満足な結果が得られるのかという疑問をもつ高木兼寛が以下のように述べた。

政府委員に少々質問致したいことがあります、只今文部大臣の演説になりましたる目的を達しするには政府委員の答弁になりましたる学校の数に十五万円の金額を以て補助すれば十分満足なる結果を得ると云ふ政府の御認めであります、夫を伺ひたいのであります、第二には農業学校であります、農家の幾百或は幾千に対して此学校に於て幾何の人を養成すれば宜しいと云ふ御認が立つて居るでありませうか、之を伺ひたい、独り我国ではありませぬ、海外に於ても農家のために設ける学校に於て相当なる学識を与へる為にどの位経費を費しどの位の人を取るかと云ふ事が御分りになつて居れば御教示を願ひたいのであります、其他工業も同一の訳であります、商業も同一の訳であります、全体此教育と云ふ事に付きましては本員は之を専門とする訳ではございませぬけれど費すために得るところの結果も相当なものがなければならぬのであります、その辺の予算が十分立たずしては詰り目的は立たぬと云ふの外はないと思ふのであります、夫故先に申しました通文部大臣が御説の主意を貫徹するには先に申しました学校の数で十五万円の金では十分満足なる結果を得るかと云ふことを御尋ねるのであります。¹⁴⁾

つまり、金額に対してどれほどの効果が得られるのかという「効果測定」を行ってから額を決めた方がよろしいのではないかという主張である。これに対し、政府委員は、補助金が「奨励」という性質のものであり、今後不足すれば増額する旨を述べた。

十五万円の金は学校費の金額を支払ふ積りではない、半額以内の積でございます、細くもうしますれば授業料等を差引しました所の残額の半額以内と云ふ積であります、必要に応じて極く多い場合に半額出します、学校の数が多いときには自ら金額を減ずるより外仕方がない、元と奨励と云ふものでございますから現在成立つて居る学校は合せました所が十五万円は使つて居りませぬ、是から成立ちます所の学校に最も重きを置いて居りますから先づ十五万円を差向の所極度として是で計画して見様と云ふのであります、夫から五年十年して此金で不足を告ぐるやうになつたらば其折は又議会で御相談して法律の改正を要するやうな時期があるかも知れませぬ、さう云ふ事があれば最も喜ばしいと思ひます、兎に角時の情況に依ることではあります、今日の情況で見ますれば十五万円が宜しいと云ふことで斯うしたのであります、夫から第二に御尋の統計の事でございますが、農科がどの位あつたら宜からう、工科がどの位あつたら宜からうと云ふことに至りましては是は余程困難な統計であらうと思ひます、世の中の進歩の模様でも沢山違ひませうけれども計数を以て之を顕すことは余程困難をすることゝ存じます、唯一般に見ました所で今是等の種類の人が極て闕けて居ると云ふことは誰も承知のことである、又極端に是まで行けば是で宜しいと云ふやうなことを計算するまでの時期にも達して居ないと思ひます、外国辺のでも随分是等の種類の人には沢山出来ては居りまするが各国競ふ

て是等の人を養成することを勉めて居ります、けれども何人養成すれば宜しいと云ふ統計は見出したことはございませぬ、夫故に本員に於きまして其統計の調べはして居りませぬ。¹⁵⁾

また、小幡篤次郎も、「此実業教育費国庫補助の法案は表題の大きい割には金額は誠に聊なやうに考えます、只今段々御質問者に向つて政府委員の御弁明もございましたが此儘ではどう云ふ方法に使つてどう云ふ事になるやら了解に苦しみますから私は日数を期しまして委員会に付しまして能く御質問申しました上に御決議にならむことを希望します。」¹⁶⁾と金額の不足を訴えた。

また、国庫補助法に対する評価が、「実業教育費補助法実施の困難」と題する以下の記事にみられる。

実業教育費国庫補助法の発布以来全国各実業学校にして其補助を出願する者恰も雨後の筍の如く先を争うて国庫の恩恵に浴せんとする有様なり然るに国庫に於て補助すべき総金額は一ヶ年僅に十五万円にして此内十分の一ハ実業教員養成費に支出し得るものなれば直接各実業学校に補助し得るハ十三万五千円に過ぎず而して補助すべき学校の数ハ幾何なるやといふに今日にても既に三十校の多きに及び居れる程にて現在既に斯の如くなる以上ハ将来又何程の補助学校生ずべきや測り知る能はずつまり限ある金額を以て限りなき学校を補助すべきこととなるならんとのことなり故に文部当局者ハ何れも非常に苦心し居れりといふ¹⁷⁾

もちろん、補助を受けない学校も多くあり、また政府の意図としては「是から成立ちます所の学校」への補助に重点が置かれていた。

1898年6月には国庫補助法中に改正が加えられ、補助金額は25万円となり、さらに1901年3月には「毎年予算の定むる所の金額を支出す」と改められた¹⁸⁾。しかし、府県公学費に占める補助金の比率をみると低下傾向にあり、多いときでおよそ10%、少ないときで1%に満たない。実業学校の増加に一定の効果があつたことは否定できないが、しかし、あくまで実業学校設置のための「奨励」という性格が強い。

(2) 実業学校令

中学校令より十数年遅れて、1899年、勅令で実業学校令が公布され、実業学校の種類や経費負担方式などが定められた¹⁹⁾。第1条には、「工業農業商業等の実業に従事する者に須要なる教育を為す」ことを目的として掲げた。第2条には「実業学校ノ種類ハ工業学校農業学校商業学校商船学校及実業補習学校トス」とあり、4種の実業学校と実業補習学校が規定された。また、「蚕業学校山林学校獣医学校及水産学校等」は農業学校の、徒弟学校は工業学校の種類とみなすことが定められた。

さらに第4条には「実業学校ノ経費ハ北海道及沖縄県ヲ除ク外府県ノ負担トス」と定められた。中学校・高等女学校と同様、実業学校経費も府県の負担となっていた。ただし、「郡市町村〈北海道及沖縄県ノ区ヲ含ム〉又ハ町村学校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其区域内小学校教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り実業学校ヲ設置スルコトヲ得」(第5条)、「私人ハ本令ノ規定ニ依リ実業学校ヲ設置スルコトヲ得」(第6条)とあり、郡市町村立および私立実業学校も認められた。原則として府県立学校が中心であったが、中学校に比べると郡市立の割合が高かつた²⁰⁾。

実業学校の学科および程度に関する規則は文部大臣が定めることとなった(第8条)。実業学校で履修すべき学科やその程度については、文部省令で各学校規程として学校種ごとに公布された。

大正期に入ると、第一次世界大戦後の産業・経済の発展とともに、大量の実業従事者が必要となった。中等実業学校もこれに伴い拡充した時期である²¹⁾。

1920年12月15日には、実業学校令中改正(勅令第564号)が公布され、その目的として、「実業に従事する者に須要なる智識技能を授くる」こと、「徳性の涵養に力む」ことが掲げられた。また、学校の分類はこの改正により若干の変化をみた。水産学校が独立し、工業、農業、商業、水産、商船の5種と「其ノ他実業教育ヲ為ス学校」および実業補習学校という分類となった²²⁾。設置者としては、北海道・府県・郡市町村・学校組合に加え、新たに「商業会議所、農会其の他之に準すへき公共団体」も実業学校の設置を許された(第5条)²³⁾。

昭和に入ると、不況が産業・経済へ深刻な打撃を与えた。また、1930年代後半より戦時体制へ突入する。戦時下における産業は、軍需に應えるという目的のもとに発展した。1935年には、実業教育振興委員会が

設置され、時局に対応した実業教育政策が求められた²⁴⁾。以下は、同委員会の趣旨である。

我国の実業教育は明治三十二年実業学校令公布以来画期的発達を遂げ規模の拡大、内容の充実、当に隔世の感を催さしむるものあり 其の間幾多有為なる技術者を養成し欧州戦争を契機とし今日に及ぶ 我国産業の飛躍的発展に貢献するところ寡からざるものありしことは多言を要せざるところである 然るに爾来経済事情の変革甚だしきものあり産業の情勢亦著しくその趣を異にし今や当に産業維新の重大事局に当面しつゝある状態である 随つて産業の機能に当る人物を養成する実業教育は亦全面的に新なる検討を加へ時勢に適応してその改善振興を図らざる可からざる時期に際会した そこで文部省は実業教育振興委員会を設置し 学者、教育者、実業家及産業諸団体関係の錚々たる人々を網羅し之に關係官庁当局を加へ実業教育の改善振興を策することとした

該委員会は時勢に応じて教育の運用を考慮し国家産業の発達と社会の福祉を招徠すべき教育方を樹立せんとするもので随つて現在の産業の実情に照し広汎なる実業教育の任務と運用を精査し実業教育をして教育的に大なる効果を發揮せしむると共に産業に教育精神を滲透せしめ其の教育的根柢を培養せしむる方を考究し産業国策の遂行をして遺憾なからしむることを目的とするものである

本委員会は産業と教育の両脚に立ち両者を統合して適切なる対策に出でんとするもので外国の事例に觀らるゝ文部省と産業省の共同委員会に類する性質を帯ぶるものであるから委員の人選等に於ても一般の教育委員会とはその趣を異にし以てその異色ある活動を期待することとしたのである²⁵⁾

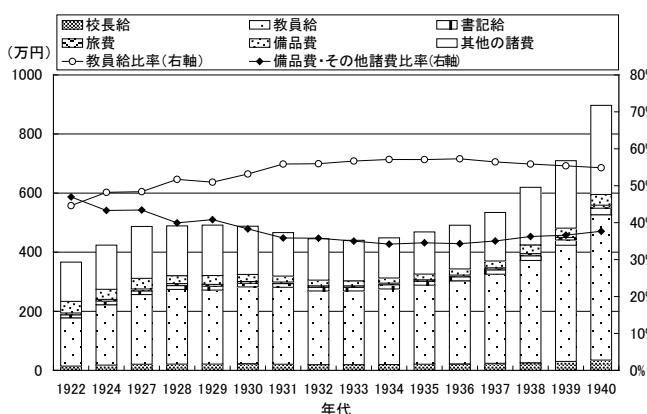
これを機に実業学校は量的に拡充し、また、質的にも、軍需産業の必要に応じるといふ性格を強めた。さらに、戦局が激化してくると、1943年10月には教育に関する戦時非常措置が講じられ、男子商業学校の工業学校への転換がはかられた²⁶⁾。同年1月、「中等学校令」が公布され、中学校・高等女学校・実業学校の「一元化」が図られた²⁷⁾。これにともない、農業・工業・商業・商船・水産・職業の各学校規程が廃止され、「実業学校規程」として統一された²⁸⁾。

3. 実業学校における収支

拙稿において、『文部省年報』所収の「公私立実業学校別一覧」から、一人当たり経費を分析した²⁹⁾。しかし、同書では、学校種が判然としない場合がある。学科、あるいは甲乙種が併存している場合である。1922年以降の「学校別一覧」においては、甲種(程度)・乙種(程度)別に掲載されているが、1902年から1921年の「公私立実業学校別一覧」からは甲乙種の別を把握しにくい。あくまで予算ではあるが、『諸調査』から分析を試みたい。

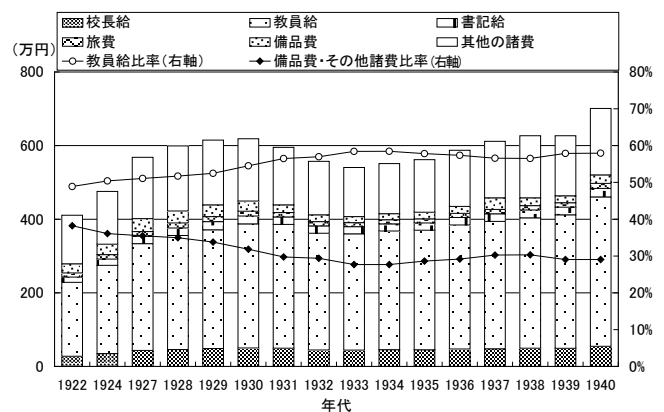
(1) 支出

支出を、教員俸給などの人件費と設備・備品費に分けて考える。【図1】～【図4】は、学校種別にみた歳出予算の推移である。全体的にみると、教員給の比率が最も高いが、工業・農業学校の40～50%台に比べ、商業学校においては60～70%台と10%程度高い。工業・農業学校においては教員俸給以外の費用に多くを要した。商業学校に比べ「備品費」や「其他ノ諸費」の占めるウェイトが高いことが分かる。「備品



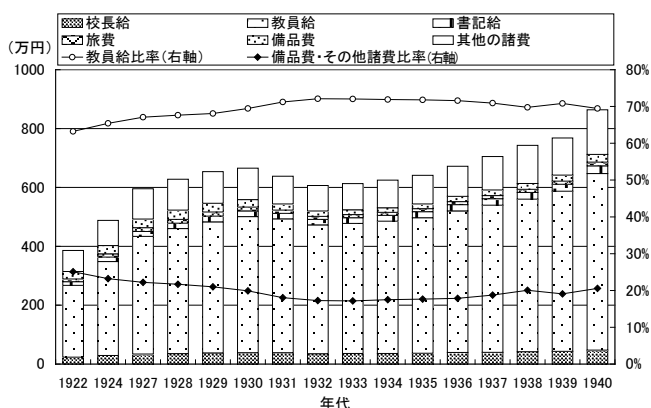
(各年度の『諸調査』を基に作成。以下、【図2】～【図8】についても同じ。)

【図1】公立工業学校(甲種) 歳出予算の推移

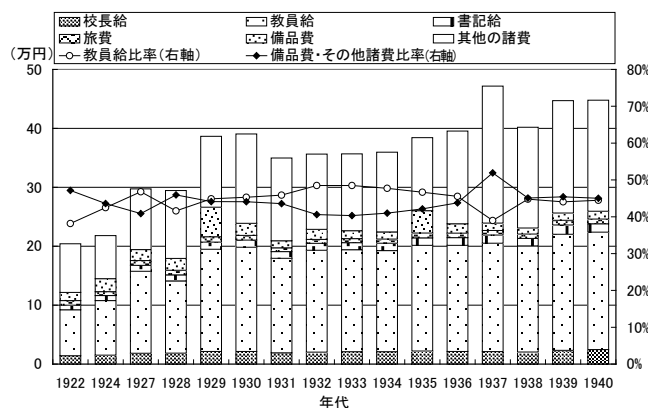


【図2】公立農業学校(甲種) 歳出予算の推移

実業学校における収支構造の分析
鳥田直哉



【図3】公立商業学校(甲種) 歳出予算の推移



【図4】公立水産学校(甲種) 歳出予算の推移

費」・「其他ノ諸費」として考えられるのは主に借地借家費，図書器械標本費，器具費，消耗品費，新営費，修繕費等である。工業学校や農業学校においては設備・備品費に多額の費用を要したとみることができる。

府県は異なるが，福岡県小倉工業学校と熊本県立商業学校の支出内訳をみてみよう。【表3】は福岡県立小倉工業学校，【表4】は熊本県立商業学校の支出内訳である。

小倉工業学校の1899年の支出合計額は約4,000円であった。年度を追うごとに支出額は増加した。1903

【表3】福岡県立小倉工業学校経費一覧表

項目	節	明治32年度		明治33年度		明治34年度		明治35年度		明治36年度		
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
俸給	校長及教員給	1320	30.3%	1800	27.2%	2880	34.0%	3528	35.5%	4528	36.3%	
	書記給	180	4.1%	204	3.1%	216	2.5%	396	4.0%	396	3.2%	
	合計	1500	34.5%	2004	30.3%	3096	36.5%	3924	39.5%	4924	39.5%	
雑給	小使給	156	3.6%	168	2.5%	168	2.0%	168	1.7%	252	2.0%	
	門衛兼喇叭手給	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	192	1.9%	192	1.5%	
	工手雇給	341.2	7.8%	828	12.5%	888	10.5%	888	8.9%	1066	8.6%	
	臨時雇給	17.5	0.4%	45	0.7%	63	0.7%	63	0.6%	63	0.5%	
	舎監手当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	48	0.5%	72	0.6%	
	職員旅費	160.81	3.7%	184.94	2.8%	283.25	3.3%	446	4.5%	446	3.6%	
	職員以下賞与費	17	0.4%	33	0.5%	46	0.5%	57	0.6%	71	0.6%	
	学校医手当	50	1.1%	50	0.8%	50	0.6%	50	0.5%	50	0.4%	
合計	742.51	17.1%	1308.94	19.8%	1498.25	17.7%	1912	19.2%	2212	17.7%		
校費	備品費	事務用	100.1	2.3%	165.82	2.5%	165.82	2.0%	142.72	1.4%	214	1.7%
		教授用	575.497	13.2%	539.46	8.2%	539.46	6.4%	471	4.7%	779	6.2%
		実修用	706.35	16.2%	1277.436	19.3%	1277.436	15.1%	1236.156	12.4%	1320	10.6%
		合計	1381.947	31.8%	1982.716	30.0%	1982.716	23.4%	1849.876	18.6%	2313	18.6%
	消耗品費	事務用	111.2	2.6%	147.211	2.2%	158.4	1.9%	175.838	1.8%	222	1.8%
		教授用	28.757	0.7%	10	0.2%	70	0.8%	70	0.7%	90	0.7%
		実修用	500.445	11.5%	996.018	15.1%	1389.2	16.4%	1650	16.6%	2250	18.0%
		合計	640.402	14.7%	1153.229	17.4%	1617.6	19.1%	1895.838	19.1%	2562	20.6%
	印刷費	6	0.1%	3.96	0.1%	6.96	0.1%	15	0.2%	35	0.3%	
	郵便電信費	12	0.3%	14	0.2%	24	0.3%	30	0.3%	30	0.2%	
	雑費	0	0.0%	21.84	0.3%	112.46	1.3%	57	0.6%	57	0.5%	
	小使門衛宿直弁当料	25.55	0.6%	25.55	0.4%	25.55	0.3%	51	0.5%	51	0.4%	
	運搬費	20	0.5%	50	0.8%	50	0.6%	50	0.5%	30	0.2%	
合計	2085.899	47.9%	3251.295	49.2%	3819.286	45.0%	3948.714	39.7%	5078	40.7%		
修繕費	校舎修繕費	10	0.2%	30	0.5%	36	0.4%	72	0.7%	154	1.2%	
退職給与品	職員退職給与金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	50	0.5%	50	0.4%	
国庫納金	国庫納金	13.2	0.3%	20.04	0.3%	30.96	0.4%	39	0.4%	49	0.4%	
經常部合計		4351.609	100.0%	6614.275	100.0%	8480.496	100.0%	9945.714	100.0%	12467	100.0%	

(辻本卯蔵『福岡県立小倉工業学校一覽 明治卅六年六月』，明治36年6月，141-142頁を基に作成)

年には約12,000円となったが，うち校長や教員・書記の俸給は4,924円で經常支出に占める比率は約40%，小使給・門衛兼喇叭手などの雑給は2,212円で同じく約17%であった。一方，校費をみると，備品費・消耗品費・印刷費などで5,078円，約40%を占めていた。また，修繕費1.2%，退職給与金や国庫納金がそ

れぞれ 0.4%であった。人件費と校費・修繕費に分けて考えると、前者が約 57%、後者が約 43%となる。なお、授業料については「小倉工業学校規則」第 39 条に「県内県外ノ入学生ヲ問ハズ一人一ヶ月金七拾銭ト定メ入学ノ月ヨリ卒業又ハ退学ノ月マデ毎月之ヲ徴収ス」と定められていた³⁰⁾。ただし、「夏季休業又は学校の都合に依り全月授業を休止するときは授業料を徴収せず」とあり、学年歴と照らし合わせると年額 8 円程度となる。

同様に熊本県立商業学校をみると、教員俸給が約 77%、雑給が約 10%であり、合わせておよそ 9 割が人件費であった。備品費、機械標本費、書籍費などの校費は 10%であった。授業料は「熊本県立商業学校学則」によると「一ヶ月金八十銭トス」とあり、年額にすると 9 円ほどになる³¹⁾。

(2) 収入

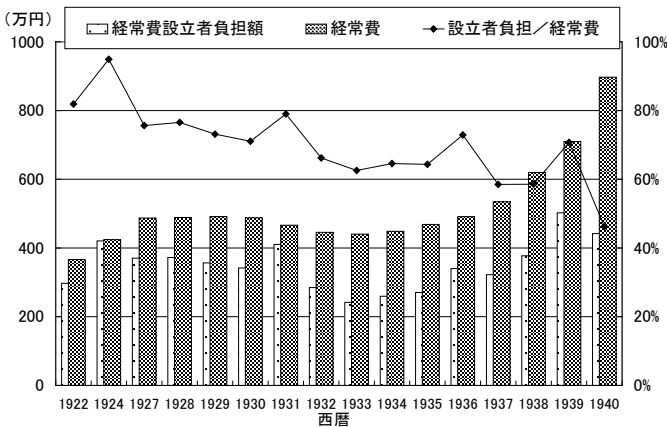
經常費に対する設立者負担額、および授業料の比率について検討する。『諸調査』中の「設立者負担額」を学校種別に検討する。

公立実業学校として、府県立、郡市町村立、組合立等がこのなかに含まれる。1899 年の実業学校令では、「実業学校ノ経費ハ北海道及沖縄県ヲ除ク外府県ノ負担トス」と定められており、府県立がもっとも多く設置されたが、「郡市町村（北海道及沖縄県ノ区ヲ含ム）又ハ町村学校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其区域内小学校教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り実業学校ヲ設置スルコト」ができた。ここでは設置者の別は考えず、公立実業学校全体で、財源として設立者負担分がどの程度であったかを学校種別に分析する。

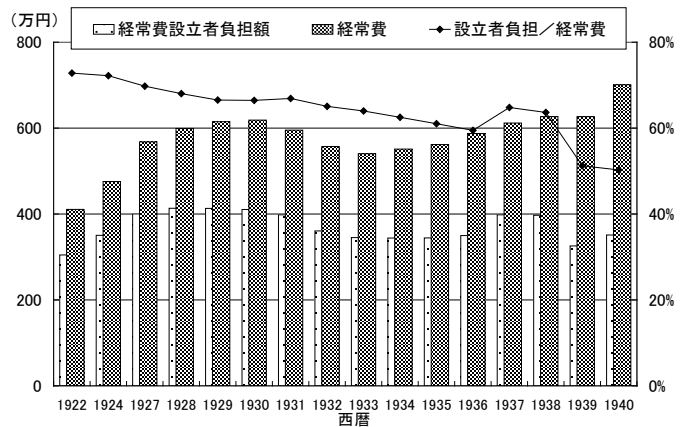
【表4】熊本県立商業学校 歳出内訳(明治 36 年)

費目	金額	比率
第一目 俸給	10372.000	77.3%
二, 校長給	1000.000	7.5%
二, 教員給	8568.000	63.9%
二, 舎監給	300.000	2.2%
四, 書記給	504.000	3.8%
第二目 雑給	1298.450	9.7%
二, 小使給	288.000	2.1%
二, 医員手当	60.000	0.4%
二, 舎監手当	120.000	0.9%
四, 人足賃	28.000	0.2%
五, 賄料	85.010	0.6%
六, 旅費	403.960	3.0%
七, 修学旅行費	110.480	0.8%
八, 修学旅行補給費	114.000	0.8%
九, 勸励慰勞	89.000	0.7%
第三目 校費	1361.100	10.1%
一, 備品費	221.960	1.7%
二, 機械標本費	268.650	2.0%
三, 書籍費	93.930	0.7%
四, 実践費	187.700	1.4%
五, 消耗品費	313.060	2.3%
六, 通信運搬費	82.500	0.6%
七, 雑費	193.300	1.4%
第四目 修繕費	252.526	1.9%
第五目 国庫納金	103.720	0.8%
第六目 退職給与金	30.000	0.2%
歳出經常部総額	13417.796	100.0%

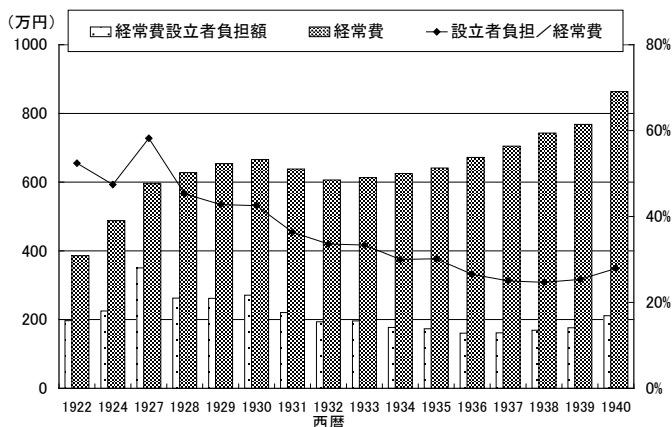
(『明治二十六年九月印刷 熊本県立商業学校一覽 附録 熊本県立商業学校校友会』, 明治 36 年, 57 頁を基に作成。)



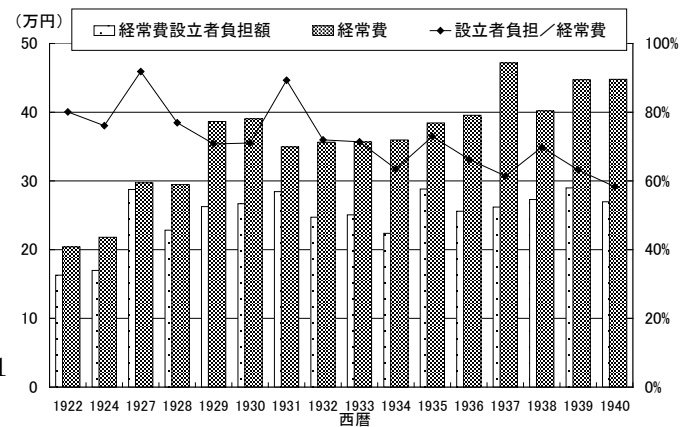
【図5】公立工業(甲種) 設立者負担額と經常費に対する比率



【図6】公立農業(甲種) 設立者負担額と經常費に対する比率



【図7】公立商業(甲種) 設立者負担額と經常費に対する比率



【図8】公立水産(甲種) 設立者負担額と經常費に対する比率

【図5】～【図8】は、1922年から1940年における、経常費・臨時費に対する設立者負担額の比率を学校種別にみたグラフである。学校の新設が多かった1920年代前半においては、どの学校においても設立者の負担がかさんだことがうかがえる。しかし、その後の推移をみると低下していったことが分かる。1940年の値を比較すると、工業学校で46%、農業学校で50%、商業学校で約28%、水産学校で58%であった。

次に授業料収入を分析する。実業学校の授業料額は、各府県において、学校ごとの学則で定められていた。例えば愛知県においては、県令によって授業料額が決定されていた。また、同じ県内であっても学校によって授業料額に差があった。1934年の愛知県立稲沢農学校（乙種）と猿投農学校（乙種）の例をみてみよう。両校の授業料には50銭の格差があった。同程度の学校で授業料の差があることについて、1934年の通常県会において、渡辺玉三郎（中島郡選出、民政党）議員がその理由を尋ねた。しかし、地方的事情や沿革を挙げるのみで明確な基準が県側から示されなかったという。渡辺議員は授業料の均一化について以下のような要望書を提出した。

県立稲沢農学校の改善及授業料に関する意見書（知事 篠原英太郎あて）

全国に於ける蔬菜類の生産は逐年著しく増加し生産過剰となり為に価格低下し農村の不振は一層其の度を加へ之が打開策の一端として愛知県立稲沢農学校に蔬菜加工に関する教育施設をなし蔬菜需要を講究拡大し以て農村の振興指導に当るは目下の急務なり速かに之が実現を図られん事を次に猿投農学校と稲沢農学校とは共に三年教育の農学校なり然るに授業料に於ては一ヶ月一円八十銭稲沢校は二円三十銭なり同程度の農学校にて授業料の差ある甚だ遺憾なり希くは県当局に於て御調査御賢察の上速かに値下相成度右府県制第四十四条に依り意見書及提出候也（提出者 渡辺玉三郎ほか九名）³²⁾

この提案は12月19日の連帯会で可決された。一府県のみでは確かなことはいえないが、参考までに、1914年から1920年の愛知県内における実業学校授業料を【表5】に示す³³⁾。

では、全国的にみて、学校種によってどの程度の違いがあったのだろうか。【表6】は、設立者別・学校種別にみた、生徒一人当たりの授業料である。『諸調査』には、1936年度以降、授業料収入額が記載されているので、これを利用した。1936～1940年において、公立実業学校の授業料は30円台、私立では50円台で推移した。私立実業学校の授業料は公立に比べ1.4～1.6倍高額であった。

私立工業学校、農業学校数は少数であるため、公立学校に限定して学校種別に比較してみよう。最も授業料が高額であったと思われるのは商業学校であり、40円台前半で推移した。農業・水産学校では30円台前半であり工業・商業に比べ低額であった。工業学校は農業学校よりも若干高い35～36円で推移した。なお、商業学校を公私

【表5】愛知県における実業学校の授業料月額(1914-1920年)

学校名	月額授業料	学則制定(改正)年
愛知県立農林学校	1円20銭	1914(大正3)年
愛知県立工業学校	1円20銭	1915(大正4)年
名古屋市立工芸学校	60銭	1917(大正6)年
愛知県立農蚕学校	1円50銭	1918(大正7)年
愛知県立商業学校	2円50銭	1919(大正8)年
愛知県立蚕糸学校	1円50銭	1919(大正8)年
愛知県立窯業学校	50銭	1920(大正9)年

(愛知県教育委員会編『愛知県教育史 資料編 近代三』愛知県教育委員会、平成6年、503-568頁を基に作成。)

【表6】生徒一人当たり授業料

年代	公立				私立		
	工業	農業	商業	水産	工業	農業	商業
1936	35.4 (30.5%)	31.2 (32.2%)	41.4 (68.3%)	30.0 (21.8%)	56.1 (77.5%)	58.3 (66.2%)	57.3 (89.8%)
1937	36.9 (33.5%)	33.2 (34.0%)	42.1 (71.2%)	31.6 (21.8%)	53.2 (73.1%)	54.4 (71.0%)	56.0 (91.1%)
1938	36.9 (34.2%)	32.3 (33.8%)	41.8 (70.2%)	32.9 (24.1%)	59.6 (76.2%)	121.0 (77.2%)	56.2 (93.3%)
1939	36.8 (33.7%)	31.5 (35.7%)	42.0 (71.2%)	31.0 (24.0%)	54.9 (68.5%)	45.6 (60.7%)	54.6 (98.0%)
1940	35.7 (35.8%)	30.9 (36.5%)	43.9 (68.2%)	32.4 (26.4%)	53.9 (65.6%)	23.7 (32.5%)	56.0 (92.9%)

※ () は経常費に対する授業料収入の比率。

立で比較すると、およそ11～15円ほどの開きがあった。

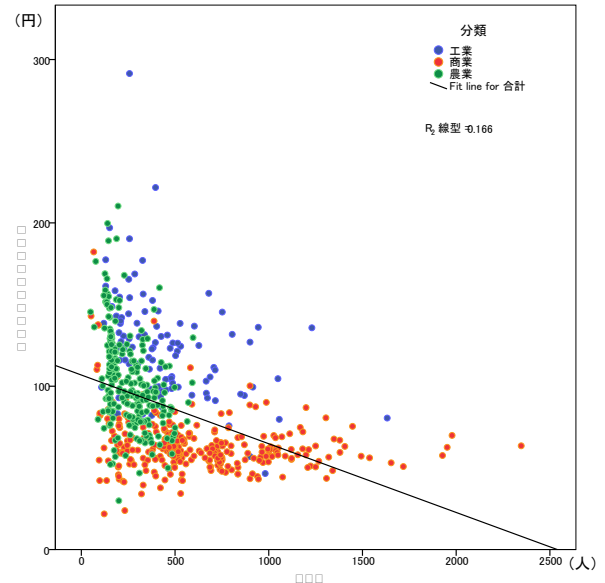
4. 実業学校の収支構造にみられる特質

一人当たりの経常費、学校規模・学級規模、教員俸給、備品費、授業料収入、設立者負担額などの面から収支構造を分析する。

(1) 学校規模と一人当たりの経常費

【図9】は、横軸に各学校の生徒数、縦軸に同生徒一人当たりの経常費を示した散布図である。1936年を対象とした。大規模校ほど一人当たり経常費は低額であったことが分かる。【表7】より、公立の1校当たり生徒数をみると、おおよそ商業学校で最も大規模であったことが分かる。ついで、工業、農業の順となろう。一方、一人当たり経常費は、工業、農業、商業の順で高額となっていたことが把握できる（【表8】参照）。

参考までに、両者の相関係数の推移を【表9】に示した。大規模校では一人当たりの経費が低額であったという傾向は、1922年から1940年の間一貫していたと考えられる。



〔昭和十一年度 公立私立実業学校経費ニ関スル諸調査〕を基に作成。以下、【図10】～【図12】も同じ。

【図9】生徒数と生徒一人当たり経常費との関係(1936年)

【表7】一校あたり生徒数

年代	公立					私立				公私立全体
	工業	農業	商業	水産	公立全体	工業	農業	商業	私立全体	
1922	305.5	214.5	463.3	132.6	316.6	215.5	204.2	606.0	509.1	340.2
1924	309.6	214.6	494.2	133.3	327.3	167.3	207.1	526.1	472.8	348.9
1927	336.2	223.7	550.1	144.5	350.4	451.2	259.7	547.6	521.9	379.9
1928	344.5	227.8	547.9	155.5	354.7	451.0	231.0	528.7	502.1	380.6
1929	357.4	230.6	540.1	166.8	357.3	518.5	247.7	517.7	499.5	383.7
1930	375.4	233.6	548.6	174.2	364.9	560.7	285.8	482.6	477.3	387.9
1931	382.6	230.5	556.4	176.7	367.8	567.3	263.2	478.9	473.5	390.1
1932	389.8	233.9	560.0	178.0	372.3	630.1	241.5	481.2	478.1	395.1
1933	407.6	232.8	573.3	177.4	380.1	537.8	202.0	519.7	504.2	407.4
1934	419.9	241.9	582.9	186.3	390.1	582.9	240.1	574.1	557.3	426.7
1935	419.9	252.1	596.2	186.0	400.1	687.9	286.8	629.2	617.6	447.3
1936	427.5	263.4	593.6	199.9	409.7	755.1	281.9	659.3	645.9	459.6
1937	420.4	268.2	599.9	207.4	414.6	799.1	295.9	718.9	702.7	474.1
1938	459.5	274.1	608.8	205.8	428.6	717.5	231.9	765.9	737.2	491.8
1939	464.7	288.4	615.1	213.8	440.4	655.6	344.4	827.4	796.8	512.2
1940	536.3	304.0	604.3	224.4	462.3	680.7	373.2	867.1	832.0	535.2

【表8】生徒一人当たり経常費

年代	公立					私立				全体
	工業	農業	商業	水産	公立全体	工業	農業	商業	私立全体	
1922	214.7	159.1	88.7	219.6	147.7	456.3	107.2	74.2	116.3	143.9
1924	199.4	151.4	88.4	198.9	140.9	310.2	110.7	85.9	99.6	134.8
1927	187.3	142.5	82.6	211.5	133.2	190.8	113.2	80.6	89.3	125.6
1928	182.0	138.1	82.6	197.0	129.1	173.6	117.5	75.0	83.5	121.1
1929	174.6	135.8	81.8	197.8	125.8	147.8	107.6	78.2	84.2	118.1
1930	166.2	131.6	78.9	189.0	121.0	137.2	93.4	79.7	83.8	113.4
1931	156.6	129.9	74.9	182.6	117.0	132.0	91.9	78.8	82.4	109.7
1932	146.2	123.1	70.3	187.2	110.6	104.7	93.7	74.7	77.2	103.4
1933	138.0	116.7	67.8	171.9	104.9	136.5	108.0	78.0	83.5	100.2
1934	131.2	112.5	66.5	165.2	101.2	153.2	87.3	68.7	75.3	95.6
1935	131.0	107.3	64.8	169.2	98.6	101.4	82.5	68.1	70.7	92.5
1936	123.4	103.3	61.8	159.3	93.7	100.0	94.0	66.9	70.1	88.7
1937	122.7	103.9	60.6	179.2	94.8	101.4	79.9	64.1	66.9	89.0
1938	120.0	102.3	61.4	155.2	92.6	105.6	144.6	61.9	68.8	87.7
1939	119.1	94.8	61.1	153.0	89.8	111.5	81.8	58.6	63.8	84.6
1940	114.7	91.6	71.0	146.0	90.6	118.3	75.0	62.3	68.7	86.3

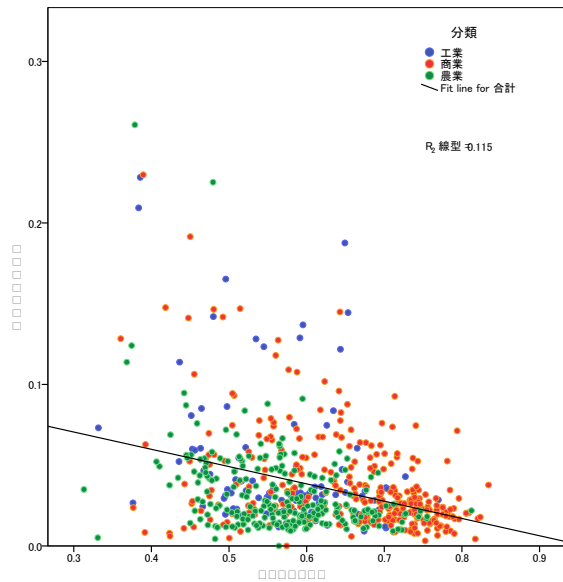
【表9】生徒数と生徒一人当たり経常費との関係

年代	工業		農業		商業		全体	
	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数
1922	64	-0.307*	132	-0.409**	132	-0.417**	346	-0.452**
1924	76	-0.270*	161	-0.409**	173	-0.462**	429	-0.484**
1927	85	-0.288**	195	-0.442**	211	-0.344**	512	-0.478**
1928	86	-0.367**	207	-0.391**	227	-0.398**	541	-0.481**
1929	87	-0.336**	214	-0.415**	247	-0.371**	571	-0.468**
1930	88	-0.375**	219	-0.492**	267	-0.279**	597	-0.439**
1931	88	-0.413**	218	-0.496**	270	-0.319**	598	-0.469**
1932	90	-0.468**	218	-0.522**	275	-0.344**	605	-0.471**
1933	92	-0.446**	221	-0.535**	281	-0.281**	615	-0.441**
1934	95	-0.367**	225	-0.456**	286	-0.329**	627	-0.421**
1935	99	-0.454**	226	-0.434**	294	-0.258**	640	-0.428**
1936	105	-0.387**	234	-0.404**	311	-0.201**	671	-0.406**
1937	116	-0.323**	239	-0.443**	325	-0.200**	701	-0.408**
1938	126	-0.292**	247	-0.515**	332	-0.131*	726	-0.407**
1939	148	-0.335**	248	-0.425**	345	-0.276**	763	-0.405**
1940	172	-0.304**	272	-0.412**	384	-0.108*	842	-0.180**

**相関係数は 1%水準で有意(両側) *相関係数は 5%水準で有意(両側), 以下同。

(2) 教員給と備品費

【図 10】は、経常費に対する、教員給と備品費のそれぞれの比率を示した散布図である。学校種別にみると、商業学校において前者の比率が高く、工業・農業学校においては後者の比率が高いことをうかがうことができる。【表 10】の通り、教員給の比率と備品費の比率との間には負の相関関係が認められる。ただし、学校種別にみると、最も相関関係が強いのは商業学校であり、逆に工業学校においては弱い。【表 3】にも示した通り、工業学校においては教員給以外の「雑給」が高い割合を占めていたことが影響していることも考えられる。1929～1933 年の工業学校においては両者の相関が認められない。



【図 10】教員給と備品費との関係(1936 年)

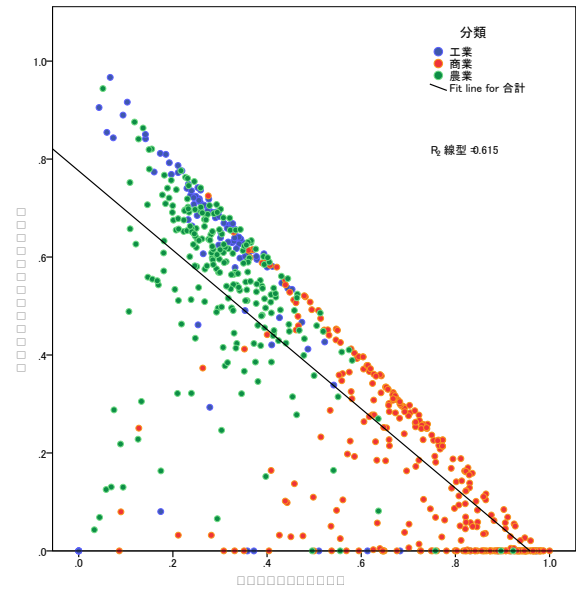
【表 10】教員給と備品費との関係

年代	工業		農業		商業		全体	
	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数
1922	64	-0.761**	132	-0.461**	132	-0.648**	346	-0.497**
1924	76	-0.530**	161	-0.458**	173	-0.503**	429	-0.395**
1927	85	-0.228*	195	-0.417**	211	-0.455**	512	-0.352**
1928	86	-0.307**	207	-0.381**	227	-0.366**	541	-0.323**
1929	87	0.005	214	-0.406**	247	-0.415**	571	-0.354**
1930	88	-0.109	219	-0.314**	267	-0.431**	597	-0.298**
1931	88	-0.020	218	-0.300**	270	-0.393**	598	-0.238**
1932	90	-0.240	218	-0.189**	275	-0.391**	605	-0.225**
1933	92	-0.172	221	-0.322**	281	-0.469**	615	-0.321**
1934	95	-0.241*	225	-0.335**	286	-0.369**	627	-0.282**
1935	99	-0.417**	226	-0.361**	294	-0.451**	640	-0.382**
1936	105	-0.313**	234	-0.374**	311	-0.433**	671	-0.330**
1937	116	-0.291**	239	-0.260**	325	-0.400**	701	-0.331**
1938	126	-0.399**	247	-0.348**	332	-0.373**	726	-0.326**
1939	148	-0.254**	248	-0.322**	345	-0.384**	763	-0.306**
1940	172	-0.373**	272	-0.354**	384	-0.420**	842	-0.352**

(3) 授業料と設立者負担

【図 11】は、横軸に経常費・臨時費に対する授業料の比率、縦軸に同じく設立者負担の比率を示した散布図である。ここでは設立者負担分の実態を示すために、分母に臨時費も含めた。設立者負担全体的にみると、授業料収入の比率が高いほど設立者負担額の比率は低かったことが分かる。設立者負担については、1936年時点において118校で記載がなかった³⁴⁾。特に私立商業学校で記載がない場合が多く、83校に上る。上記【表 6】の通り、私立商業学校では経常費のほぼ9割を授業料で賄っており、設立者の負担は1割程度であった。

学校種によって次のような違いが存在していたと指摘できる。すなわち、商業学校においては授業料収入に依存しており、逆に工業・農業においては設立者資金に依存していた。【表 11】の通り、相関係数は常に負の値をとった。



【図 11】授業料と設立者負担との関係(1936年)

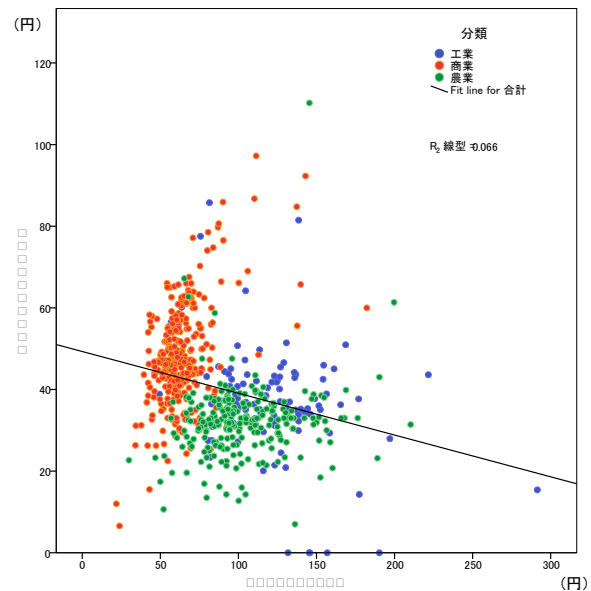
【表 11】授業料と設立者負担との関係

年代	工業		農業		商業		全体	
	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数
1936	105	-0.475**	234	-0.443**	311	-0.630**	671	-0.788**
1937	116	-0.259**	239	-0.441**	325	-0.632**	701	-0.727**
1938	126	-0.363**	247	-0.731**	332	-0.611**	726	-0.793**
1939	148	-0.189*	248	-0.410**	345	-0.668**	763	-0.702**
1940	172	-0.112	272	-0.354**	384	-0.615**	842	-0.554**

(4) 経常費と授業料

(1)において、工業学校や農業学校において一人当たりの経常費が高額であったことが分かった。次に、一人当たりの経費と授業料との関係について検討する。

生徒一人当たりの経常費と、同じく授業料との関係を【図 12】に示した。これをみると、先にも述べた通り、工業・農業学校に比べ商業学校において授業料が高額であったことが分かる。一方、一人当たりの経常費はその逆であったと言える。全体的にみると、一人当たりの経常費が高額になるほど、むしろ授業料が低額であったという関係が認められる。工業学校や農業学校では経費がかさんだものの、それを授業料に転嫁できなかったと考えられる。しかし、学校種別にみると商業学校においてのみ、経費に相応して授業料が高額になるという関係があった。相関係数は0.437であり、これを公私立に分けてみても、公立で0.215、私立で0.585であった。相関係数は【表 12】のように推移した³⁵⁾



【図 12】生徒一人当たり経常費と授業料との関係(1936年)

【表 12】生徒一人当たりの経常費と授業料との関係

年代	工業		農業		商業		全体	
	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数	学校数	相関係数
1936	105	-0.340**	234	0.135*	311	0.437**	671	-0.270**
1937	116	-0.358**	239	-0.052	325	0.383**	701	-0.265**
1938	126	-0.316**	247	0.479**	332	0.301**	726	-0.240
1939	148	-0.148	248	0.162*	345	0.291**	763	-0.208**
1940	172	-0.118	272	0.041	384	0.960**	842	0.790**

おわりに

1922年から1940年における、実業学校における収支の分析から、学校種によって以下のような特質があることが分かった。

商業学校における生徒一人当たりの経常費は60～80円台で推移し、4校種のうち最も低額であった。また、学校規模は最大であった。支出の内訳をみると、最も大きなウェイトを占めたのは教員俸給であり、公立で60～70%台で推移した。1936年以降の授業料収入額について分析を行った。生徒一人が支払う年額授業料は40円台前半であり、最も高額であった。また、経常費に対する授業料の比率をみると、およそ70%を占めており、この値は工業・農業学校のおよそ2倍であった。さらに、私立商業学校にあつては9割前後であり、経常費の大部分を授業料で賄っていた。商業学校では授業料に依存する分、経常費に対する設立者負担額の比率は1930年代後半で20%台と最も低かった。商業学校の運営に必要な資金は、生徒の収める授業料に依存しており、地方財政への負担も軽かったと考えられる。

工業学校・農業学校では、商業学校に比べ、一人当たりの経常費は高額であった。工業学校では、1922年におよそ214円、その後次第に低下してゆき、1940年には114円となった。農業学校では、工業学校に比べ若干低く、最も高い1922年でおよそ160円、1940年にはおよそ90円となった。支出のうち、教員俸給の占める比率は公立の工業・農業学校で40～50%台で推移し、商業学校に比べ10%程度低かった。1936年以降の授業料をみると、公立工業学校で生徒一人あたり35～37円、農業学校で30～34円であり、工業学校において若干高かったものとみられる。支出に対する授業料の比率は、工業・農業ともに30%台で推移した。設立者負担額の比率は50～70%で推移した。なお、学校規模は商業学校について工業学校、農業学校、水産学校の順で大きかった。

水産学校においては、一人当たり経常費が非常に高額であり、工業・農業を上回った。支出の内訳をみると、「備品費」「その他の諸費」の占める比率が高く、人件費の比率は低かった。その高額な経費は、設立者負担で賄った。授業料も徴収したが、経常費に対する授業料の比率は20%台と最低であった。

支出にみられる特徴として、商業学校においては人件費に多くを費やし、工業・農業学校においては設備費・備品費に多くを要した点を指摘できる。また、一人当たり経常費と学校規模との関連性をみると、大規模校では経費が安価であるという傾向があった。生徒数の多かった商業学校で経費が低額であり、それより規模の小さい工業・農業・水産学校で経費が高額であった。さらに、授業料収入額と経費との関係性をみると、多額の資金を必要としても、授業料がそれに応じて高額になるわけではなかった。工業学校の場合、高額な経費が必要な学校でむしろ授業料収入額が低く、商業学校においては経費を授業料に反映させるという側面が強かった。

高額な費用を要する工業・農業・水産学校の運営費は設立者負担に依存するところが大きかった。これらの学校は小規模であり一人当たりの経常費が割高であった。また、私立学校の設立が少ないことで、公立の設置を余儀なくされ、地方財政の負担を強めたこととらえることができる。商業学校は、大規模校は多くの生徒を抱えることで、授業料収入に依存でき、地方財政への負担は軽かった。私立商業学校が多数設置されたことで公立設置の必要性を弱めたとみることができよう。実業学校設置の様相を説明する一つとして、本稿で指摘した収支構造にみられる特質は注目すべき面であると考えられる。

註

- 1 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第五巻 学校教育3』教育研究振興会、昭和49年、232-247頁参照。また、堀内達夫「書評」（日本教育学会編『教育学研究』第73巻第4号、日本教育学会、平成18年、491-493頁）参照。
- 2 前掲、『日本近代教育百年史 第五巻 学校教育3』、240-247頁参照。
- 3 米田俊彦「私立実業学校の沿革—その1—」（『日本私学教育研究所編 調査資料』139号、昭和63年、89-110頁）
- 4 三好信浩『日本工業教育発達史の研究』風間書房、平成17年。同『日本商業教育成立史の研究—日本商業の近代化と教育—』風間書房、昭和60年。同『日本農業教育成立史の研究—日本農業の近代化と教育—』風間書房、昭和57年、同『日本工業教育成立史の研究—近代日本の工業化と教育—』風間書房、昭和54年など。
- 5 木村元「戦前の初等教育の変容と中等学校入試改革に関する実証的研究—戦時下『総合判定法』の検討を中心として—」（1996-1997年度文部省科学研究所費補助金・基盤研究(C)(2)研究成果報告書、平成11年、研究課題番号08610246）。
- 6 富澤知佳子「重化学工業化・都市化の進展と中等学校への進学動向」（「戦前の初等教育の変容と中等学校入試改革

に関する実証的研究」、146-167頁)。

- 7 文部省実業学務局編『^{公立}実業学校経費ニ関スル諸調査』文部省実業学務局、大正12～昭和16年。
- 8 佐々木享「近代日本の職業教育・職業訓練の経験に関する研究の概観」(名古屋大学大学院教育発達科学研究科技術・職業教育学研究室編『職業と技術の教育学』第17号、平成18年、1-6頁)参照。
- 9 なお、学級数、生徒数、経常費の記載がない延べ7校については分析から除外した。
- 10 久保義三ほか編『現代教育史事典』東京書籍、平成13年、97頁参照。
- 11 文部省教育調査部編『実業教育関係法令の沿革』(文部省教育調査部調査資料第6輯)、文部省教育調査部、昭和17年、83頁。
- 12 文部省編『産業教育八十年史』大蔵省印刷局、昭和41年、22頁参照。
- 13 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』第1巻、臨川書店、昭和46年、114頁。1894(明治27)年5月25日、長谷川泰(審査特別委員長)の「委員会報告」による。
- 14 前掲、『帝国議会教育議事総覧』第1巻、122頁。
- 15 前掲、『帝国議会教育議事総覧』第1巻、122-123頁。
- 16 前掲、『帝国議会教育議事総覧』第1巻、123頁。
- 17 「実業教育費補助法実施の困難」(読売新聞社メディア戦略局データベース部編『大正の読売新聞』(CD-ROM)、読売新聞社メディア戦略局データベース部、平成13年。以下、「読売新聞」、明治27年8月14日、朝刊1面)のように略記する。
- 18 前掲、『産業教育八十年史』、22頁参照。
- 19 文部省教育調査部編『実業教育関係法令の沿革』文部省教育調査部、昭和17年、98-99頁。
- 20 拙稿「府県立中学校における生徒一人あたり経費の分析」(国際アジア文化学会編『アジア文化研究』第11号、平成16年、18頁参照)。
- 21 前掲、『産業教育八十年史』、2頁参照。
- 22 前掲、『実業教育関係法令の沿革』、211-212頁参照。
- 23 前掲、『実業学校関係法令の沿革』、212頁。
- 24 日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』平凡社、昭和46年、460頁参照。
- 25 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』、第1巻、講談社、昭和31年、409-410頁。
- 26 前掲、『日本近代教育百年史 第五巻 学校教育3』、1158頁参照。
- 27 米田俊彦「両大戦間期における中等教育の実相—中等教育一元化の現実的基盤の検討—」(『日本教育史研究』第10号、日本教育史研究会、平成3年、24-39頁)。
- 28 前掲、『産業教育八十年史』18-20頁参照。
- 29 拙稿「実業学校経費に関する基礎的研究」(一宮女子短期大学編『一宮女子短期大学紀要』、第44集、平成17年、33-41頁)参照。
- 30 辻本卯蔵『福岡県立小倉工業学校一覽 明治卅六年六月』明治36年6月、20頁。
- 31 『明治三十六年九月印刷 熊本県立商業学校一覽 附録 熊本県立商業学校校友会』、明治36年、20頁。
- 32 愛知県議会事務局編『愛知県議会史』第7巻、愛知県議会、昭和37年、686頁。
- 33 「愛知県農林学校学則改正」(大正3年3月、愛知県令第31号)、「愛知県立工業学校学則改正」(大正4年3月、愛知県令第18号)、「名古屋市工芸学校規則」(大正6年5月、名古屋市告示第78号)、「愛知県立農蚕学校学則」(大正7年12月、愛知県令第95号)、「愛知県立商業学校学則」(大正8年3月、愛知県令第25号)、「愛知県立蚕糸学校学則」(大正8年4月、愛知県令第31号)、「愛知県立窯業学校学則」(大正9年3月、愛知県令第38号)より作成。なお、各学則は愛知県教育委員会編『愛知県教育史 資料編 近代三』愛知県教育委員会、平成6年、503-568頁を参照。
- 34 広島県職工学校のように授業料を徴収しなかった学校も多数存在していた(前掲、『日本工業教育発達史の研究』、379頁参照)。なお、授業料の記載がない学校数は下表の通りである。これをみると、工業・農業が多く、商業学校は1校のみであった。

授業料の掲載がない学校数

年代	工業	商業	水産	農業	計
1901	5		1	16	23
1904	5	1	2	12	20
1907	1			4	5
1910	2		1	1	4
1913	1		1		2
1916	3		1	1	5
1919			1		1
1922			1		1
計	17	1	8	34	61

- 35 1940年において高い正の相関がみられる。この年には、那覇市立第二商業学校で突出して高い値を示していた。生徒数一人に対して、設立者負担額が1,484円、授業料収入額が896円であった。